

別記様式（第5条関係）

No 4260126

事務事業評価票

所管部長等名	財務部長 岩本 博文
所管課・係名	納税課 納税推進係
課長名	松本 秀美

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	滞納整理事務事業		会計区分	01 一般会計				
			款項目コード(款-項-目)	02	—	02	—	02
			事業コード(大-中-小)	06	—	12	—	08
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために					
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営					
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保					
	具体的な施策と内容	1	収入の安定確保					
事務事業の目的	納期内自主納税者を増やし、税収を確保し、収納率を向上させる。							
事務事業の概要 (全体事業の内容)	市税等の滞納者に対して、滞納整理(督促、催告、納税相談、財産調査、滞納処分、執行停止等)を行う。							
根拠法令、要綱等	地方税法 国税徴収法 八代市市税条例 八代市市税条例施行規則							
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他( )	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	市税及び国保税の滞納者	内容 (手段、方法等)	各税目納期限後に督促発送し、納付なき場合は早期に催告を発送する。その後も納付、納税相談なき場合は、財産調査を実施し、早期に滞納処分を行う。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	納期内自主納税者を増やし、収納率を向上させる。		なお、処分財産がない場合など滞納処分の停止要件に該当する場合は、速やかに滞納処分の停止処理を行う。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

納税者の資力は低迷した状況が続いている。また、所得税から市県民税への税源移譲、扶養控除廃止等の税制改正により、市税及び国保税の負担は増している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)		13,423	160,537	149,642	160,502	152,521	154,780	152,979
事業費(直接経費) (単位:千円)		13,423	35,027	35,892	47,172	38,351	36,550	34,749
財源内訳	国県支出金	0	0	0	2,160	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	4,273	3,765	3,484	5,000	4,000	4,000	4,000
	一般財源(特別会計→事業収入)	9,150	31,262	32,408	40,012	34,351	32,550	30,749
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	125,510	113,750	113,330	114,170	118,230	118,230
正規職員従事者数 (単位:人)		-	17.93	16.25	16.19	16.31	16.89	16.89
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	9.63	9.63	9.63	8.88	8.13	7.38

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	滞納処分件数	計画	-		600	540	600	600
			実績	830	423	316	-	-	
	②		計画	-					
			実績						
	③		計画	-					
実績									
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	市税現年度収納率	滞納整理事務は滞納に関する一連の事務であるが、滞納整理上の最終目的を示す指標としてとらえた。		計画	-	98.35	98.4	98.4	98.4	98.4
					実績	98.35	98.38	98.38	-	-	-
	②	国保税現年度収納率	滞納整理事務は滞納に関する一連の事務であるが、滞納整理上の最終目的を示す指標としてとらえた。		計画	-	93.21	93.3	93.27	93.27	93.27
実績					93.21	93.22	92.38	-	-	-	
③				計画	-						
				実績				-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本事業は、法律の規定に基づいて行われるものであり、行政運営のために必要な財源の確保のための重要な事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	本事業は、法律の規定に基づいて行われるものであり、行政運営のために必要な財源の確保のための重要な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	本事業は、法律の規定に基づいて行われるものであり、特に滞納処分については、徴税吏員となる正職員のみが行える事務である。税収という自主財源の安定確保のための事業であり、市以外が主体とはならない。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	平成26年度の収納率では、国民健康保険税が前年度より収納率を下げている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	今後も効果的と判断した対策を継続するとともに、新たな収納率向上対策も補完しながら、一連の滞納整理を遂行していく必要がある。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	既に職員は滞納整理に特化し、臨戸徴収は納税相談員が担っている。滞納整理事務は、徴税吏員だけに付与された自力執行権を行使する事務であり、民間委託、指定管理者制度の導入はできない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人員増の前提であれば、他の公金との一元化徴収についての検討の余地はあるが、単なる統合・連携では事実上の人員削減であり、コストを削減出来たとしても収納率の低下は必至である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	既に職員は滞納整理に特化し、臨戸徴収は納税相談員が担っている。滞納整理は徴税吏員だけに付与された自力執行権を行使する事務であることから、これ以上の人員削減は困難。納税相談員の削減は、その影響を測れないところもあり、慎重に進める予定である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者負担とは異なるが、督促手数料を1件につき100円を徴しているが、郵送料等必要経費を考えれば妥当な金額と考えており、見直す予定はない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善

<p><b>今後の方向性</b> (該当欄を選択)</p>	<p>1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)</p>	<p>(今後の方向性の理由) 近年成果指標である収納率は、向上傾向から現状維持に移行しつつあるが、滞納繰越額も縮減している状況であり、今後も法律上付与された自力執行権を行使しつつ、更なる効果的業務遂行に努めていく必要がある。</p>
<p><b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b></p>		
<p><b>改革改善内容</b></p>	<p>近年、早期の滞納整理に取り組んでいるが、今後も早期滞納整理を継続していく必要がある。再度の消費増税も検討されており、税を取り巻く環境はますます厳しいものと予想されるが、滞納となった者に対してより早期に対応することで、納期内納税者を増やし、収納率を向上させるとともに滞納繰越額の縮減を図っていく。また、納付環境の整備として平成28年度からコンビニ納付を導入する。</p>	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		有 : 外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成24年度
改善進捗状況等	H26進捗状況	3. 現状推進		
	H26取組内容	引き続き、徴収率の向上に努めている。納付環境の整備として平成28年度からのコンビニ収納の		

<p>決算審査特別委員会における意見等</p>	<p>(委員からの意見等)</p> <p>特になし</p>
-------------------------	-------------------------------

別記様式（第5条関係）

No 4260127

事務事業評価票

所管部長等名	財務部長 岩本 博文
所管課・係名	納税課 納税推進係
課長名	松本 秀美

評価対象年度 平成26年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	市税還付金事業		会計区分	01 一般会計				
			款項目コード(款-項-目)	02	—	01	—	10
			事業コード(大-中-小)	06	—	12	—	10
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために					
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営					
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保					
	具体的な施策と内容	2	支出の見直し					
事務事業の目的	還付対象者に、過誤納に係る歳出還付金を遅滞なく還付することにより、適正・公正な課税収納管理を行うことで税行政への信頼性を確保する。							
事務事業の概要 (全体事業の内容)	歳出市税還付金は、申告書の提出(確定申告・修正申告)、賦課更正等を原因として、徴収金に過誤納が発生した場合に還付するもので、決算後(出納閉鎖後)に歳出予算から支出される。歳出市税還付金は課税担当課で還付の決定を決議し、それにより納税課で予算からの差引事務を行い、会計課処理となる。通知等は課税担当課が行う。							
根拠法令、要綱等	地方税法第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 八代市会計規則第18条							
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 その他( )	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
還付対象者	申告書の提出(確定申告・修正申告)、賦課更正等を原因とした歳出市税還付金が発生した場合に、課税担当課でその決定を決議する。 ↓
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	その資料に基づき納税課で歳出予算から差引事務を行う。【本件事業予算は納税課貼付け】 ↓
過誤納に係る歳出市税還付金を遅滞なく還付することにより、適正・公正な課税収納管理を行うことで税行政への信頼性を確保する。	会計課へ処理回す。 ↓
	通知等は課税担当課が行う。 ※歳出市税還付金は決算後(出納閉鎖後)に還付が決定したもので、歳入予算からは還付できず、歳出予算(納税課)から支出されるものである。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

特に法人市民税のように予定納税制度を持つ税目においては、景気変動や法人税制度の改正等により、還付件数や還付金額に増減が生じるため、担当者等の事務処理や予算管理に負担が増す年度がある。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)	48,726	55,225	82,213	84,500	83,500	83,500	83,500
事業費(直接経費) (単位:千円)	48,726	54,175	78,713	81,000	80,000	80,000	80,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	48,726	54,175	78,713	81,000	80,000	80,000
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	1,050	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
正規職員従事者数 (単位:人)	-	0.15	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①		計画	-				
			実績					
	②		計画	-				
			実績					
	③		計画	-				
実績								
(記述欄)※数値化できない場合 歳出還付金事務については、基本的に納税者等の収入・業績の変化に基づく申告により行うものであり、各課税担当課が還付を決議し、還付対象者への通知までを担当するため、活動指標は課税担当課に及ぶところが大きい。(納税課は予算からの差引き事務及び予算管理を担当しているため)								

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 <b>成果指標</b>	①			計画	-				
				実績				-	-
	②			計画	-				
				実績				-	-
	③			計画	-				
				実績				-	-
<記述欄>※数値化できない場合 成果指標＝「税務行政に対する信頼性の確保」 歳出還付金事務については、各課税担当課において、還付発生の実態を把握し、還付を決議し、還付対象者への通知までを行うため、適正な課税と迅速な還付事務処理が要求される。（納税課は予算からの差引き事務のみ担当）従って、成果を数値で表せない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	税法上の事務として、適正で迅速な事務処理により税行政への信頼性を確保するための義務的事務である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	税法上の事務であり、法律上行わなければならない事務である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	税法上の事務であり、法律上、市が事業主体となって行わなければならない事務である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	迅速な還付事務を行うために電算システムの改修、エクセルの有効活用を図り、現在考えられる最善の方法で行っている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	H26年10月電算システムを変更したが、事務手順は変わらないため、見直しの余地はない。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市税歳出還付金は、法定の義務的経費である。本事業そのものは、民間委託等できるものではない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市税歳出還付金は、法定の義務的経費である。他事業と統合はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市税歳出還付金は、法定の義務的経費である。適正で迅速な還付事務（還付加算金）実行に当たっては、課税内容に精通していることが要求されるが、部分的に非常勤職員で対応可能かを検討する余地はある。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	市税歳出還付金は、法定の義務的経費である。そもそも見直すものはない。

別記様式（第5条関係）

**(Action) 事務事業の方向性と改革改善**

<b>今後の方向性</b> (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 法定の義務的事務であり、適正で迅速な事務を継続し、税行政の信頼性を維持していく必要がある。
<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>		
<b>改革改善内容</b>	市税歳出還付金事務については、基本的に納税者等の申告等に基づいて行うものであるが、特に法人市民税の還付については制度上、個別企業の業績に左右されるため、事前の見込みは困難であるが、予算不足による還付遅延の発生を防止するためには、課税担当課と納税課との連絡を密にしていく必要がある。	

改革改善による期待成果				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			

<b>外部評価の実施</b>	無	<b>実施年度</b>	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

<b>決算審査特別委員会における意見等</b>	(委員からの意見等) 特になし
-------------------------	--------------------